第15回教育委員会定例会 案件表

日時

令和6年8月9日(金) 午前10時00分から

議題

1 議 案

(1) 議案第25号 練馬区立中学校教科用図書の採択について

(資料1)

2 陳情

(1) 令和6年陳情第1号 教科書採択にあたってより多くの教職員から意見を聞き、採択に

反映させることを求める陳情書〔継続審議〕

(資料2)

(2) 令和6年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情書〔継続審議〕

(資料3)

(3) 令和6年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

(1) 教育長報告

その他

議案第25号

練馬区立中学校教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和6年8月9日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立中学校教科用図書の採択について

別紙のとおり採択するものとする。

中学校教科用図書(令和7~10年度使用)一覧

(令和7~10年度使用)

| 国語 | 書写 | 社会 (地理的分野) | 社会 (歴史的分野) | 社会 (公民的分野) | 地図 |
|------|-------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 4 種類 | 4 種類 | 4 種類 | 9 種類 | 6 種類 | 2 種類 |
| 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 |
| 三省堂 | 三省堂 | 教育出版 | 教育出版 | 教育出版 | 帝国書院 |
| 教育出版 | 教育出版 | 帝国書院 | 帝国書院 | 帝国書院 | |
| 光村図書 | 光村図書 | 日本文教出版 | 山川出版 | 日本文教出版 | |
| | | | 日本文教出版 | 自由社 | |
| | | | 自由社 | 育鵬社 | |
| | | | 育鵬社 | | |
| | | | 学び舎 | | |
| | | | 令和書籍 | | |

| 数学 | 理科 | 音楽 (一般) | 音楽 (器楽合奏) | 美術 | 保健体育 |
|--------|-------|------------|--------------|--------|--------|
| 7 種類 | 5 種類 | 2 種類 | 2 種類 | 3 種類 | 4 種類 |
| 東京書籍 | 東京書籍 | 教育出版 | 教育出版 | 開隆堂 | 東京書籍 |
| 大日本図書 | 大日本図書 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | 光村図書 | 大日本図書 |
| 学校図書 | 学校図書 | | | 日本文教出版 | 大修館 |
| 教育出版 | 教育出版 | | | | Gakken |
| 啓林館 | 啓林館 | | | | |
| 数研出版 | | | | | |
| 日本文教出版 | | | | | |

| 技術・家庭 | 技術・家庭 | 英語 | 道徳 | |
|--------|--------|--------|-------------------|--|
| (技術分野) | (家庭分野) | > \ HI | <i>></i> = 1/C | |
| 3 種類 | 3 種類 | 6 種類 | 7 種類 | |
| 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | |
| 教育図書 | 教育図書 | 開隆堂 | 教育出版 | |
| 開隆堂 | 開隆堂 | 三省堂 | 光村図書 | |
| | | 教育出版 | 日本文教出版 | |
| | | 光村図書 | Gakken | |
| | | 啓林館 | あかつき | |
| | | | 日本教科書 | |

2024年 7月 1日

教科書採択にあたってより多くの教職員から意見を聞き、 採択に反映させることを求める陳情書

練馬区教育委員会 教育長 三浦康彰 様

重旨

教科書採択にあたっては、より多くの教職員から意見を聞き、採択に反映させること

理由

今年度は、中学校教科書の採択の年にあたります。

現在の制度では、「教育委員会が教科書を採択する」ことになっていますが、子ども たちによりよい教科書を手渡すためには、日々子どもたちと一緒に教科書を使って授 業をすすめ、子どもたちが理解する道筋や、つまずきやすい内容・場面などを熟知し ている教員の意見を十分にくみとった上で採択が行われることが不可欠だと考えます。

日本政府も批准している I L O・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、「8.教員の権利と責任」の中で「教員は、児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するために格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用について不可欠な役割を与えられるべきである。」「教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。」と述べています。

ところが、練馬区ではここ数年、学校意見を聞くことをやめ、教育委員5人の多数決だけで教科書を採択しています。調査委員の分析に基づく答申を参考にして、人選をもって教員の意見も聞いている、としますが、それは一部の教員会報であり、人報告といる、といる教員の答申やするる調査委員会にというのも生じます。また、教科書にというの観点である。ではないの教育であり、が、教育の皆さんが選ぶが参考になる「意見」と言えるものにはなって使うであり、教員の当時で書かれており、を考になるのではないかと思われました。なる教員の立場で書かれており、参考になるのではないかと思われます。教員の立場で書かれており、を考になるのではないでも教員は多忙で、管理職会の積極的な働きかけもなく、展示会を訪れ、教科書見本本を手に取った教員は4会場でどれたがいたのでしょうか。このままではないでしょうか。このままではますます決められた教科書で教えるだけの受け身の教員になっていきます。

採択の教育委員会の議論を聞いても見やすさや写真の量など本質的でない意見が出 されています。教育委員は専門家ではなく、教育委員の立場からしても大量の教育

-6.7.0

の細部まで検討することは不可能です。また、最後に教育委員会で決めるにしても、 それまでに多くの教員の検討も経なければ民主的な選定とは言えません。民主主義と は意見の違いを前提としてその多様な意見を闘わせて真実に近づけようとする、人類 が築き上げてきたやり方です。なるべく多くの、実際にそれを使って授業する教員の 多様な意見があってこそ、教育委員の参考にもなると言えます。

中学校教科書が採択された2020年度の教育委員会の議論を聞いても数学と英語で今まで議論にも上がらなかった数研出版、光村図書が選ばれた理由がわかりませんでした。教科書協議会の答申やその元となる調査委員会報告を見てもわかりません。特に英語に関しては、「使いにくい」という声しか聞きません。なるべく現場で教えることになる教員の率直な意見を反映したものにするためには、最終的には教育委員の合議で決めるにしても、かつて行われていた学校ごとの意見を提出する方式に戻すべきです。

かつて練馬区では、子どもたちによりよい教科書を手渡すとりくみのひとつとして、 検定に合格した教科書を現場の教員と研究者の協力を得て分析・検討しながら、『教科 書検討資料 (研究報告書)』を作成し、学校現場の教員の意見を参考にしながら教科書 採択が行われてきました。

今後の教科書採択にあたっては、直接子どもたちの教育に携わる教職員の意見が十分尊重されるよう上記「要旨」の陳情をいたします。

2024年7月17日

練馬区教育委員会 教育長 三浦 康彰 様

中学校教科書採択に関する陳情書

要旨

- 1. 教科書展示会については、会場により展示期間が大きく異なることがないよう法定期間を厳守して開催すること。
- 2. 教科書の採択にあたっては、学校現場の教員の意見を反映できる仕組みをつくること。その意見を尊重して採択すると共に、採択の過程と規準を区民に公表し、説明すること。さらに、採択した教科書についてその理由を示した議事録等を公表し、説明すること。
- 3. 社会科(歴史)では、令和書籍、育鵬社、自由社の教科書を採択しないこと。 これらの発行者の教科書は、体裁からして教科書として適切ではなかったり、 日本国憲法と矛盾した記述があったりするため、未来の主権者を育てる教科 書としてふさわしくないこと。
- 4. 道徳の教科書については、単元毎に自己評価を求める教科書は、採択しないこと。

理由

1. 文科省は教科書展示会について連続した14日間(法定展示期間) 開催することを求めています(「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」2024年3月29日付)。

練馬区の展示期間は、3つの図書館での展示が「法定展示期間」を大きく下回り、展示期間が4日間の図書館があります。東京23区では、港区、大田区、世田谷区、足立区、葛飾区などは複数会場でほぼ同一期間(すべて14日以上)展示会を開催しています。

教科書展示会に係る経費は、地方交付税で措置されることになっていますので、それを活用して展示期間を見直してください。

2. 現行の教科書採択制度は、3つの観点から改善がはかられてきました。この うち採択手続きの根幹をなすのは「専門的な教科書研究の充実」(第1の観点) と「開かれた採択の推進」(第3の観点)であり、「適正かつ公正な採択の確保」(第2の観点)については教科書の質を高めるための検討は重要ですが、採択 の過程に関わる適正・公正さを厳守することは当然のことです。

文科省は、教科書発行者に「質の高い教科書の実現のためには、日々の授業 実践を通じて得られた教師等の意見を反映すること」を求めています(「教科書 採択における公正確保の徹底等について(通知)」2024年3月29日付)。 教科書採択の場合も、全く同じです。現場教師の意見を反映するための、実質 的に機能する制度をつくってください。

「開かれた採択の推進」に関しては、区民が教科書への関心を高めるような 取り組み、教科書展示会の期間の確保や意見表明の機会の保障、採択の過程と 結果の公表、さらに採択理由の説明を一層推進してください。

3. 社会科(歴史)では、令和書籍、育鵬社、自由社の教科書を採択しないよう求めます。令和書籍の教科書は表紙に「国史」とありますが、中学校の教科に

「国史」はありません。この本全体が 500 頁もの分量ですが、目次は数行です。 加えて歴代天皇の「皇位継承図」が最初に掲載されています。教科書としての 体裁を整えていない上に、主権在民の日本国憲法と矛盾しています。

育鵬社と自由社の教科書は、いわゆる太平洋戦争を大東亜戦争と呼び、自衛の戦争とし、アジアの独立を援助した戦争と位置づけています。アジア諸国に対する加害の事実や抵抗運動への言及がありません。例えば自由社の教科書では、「太平洋戦争とアジアの独立」として2頁をさいてインド独立に日本軍が貢献したかのように説明しています。この頁の冒頭に「アジアの開放を掲げた日本は敗れましたが、アジアは植民地から解放され、独立を達成しました」と書かれています。インド独立の父と呼ばれたガンディは、日本軍をまったく歓迎していませんでした。このように戦争の真実を教えることのできない教科書を採択しないでください。

4. 「特別の教科道徳」は、「考える道徳」、「議論する道徳」を目的としていますが、教科書は、その目的を達成するようにつくられてはいません。教科書の単元数は35で、年間授業時間数と同一です。1 単元 1 時間(50分程度)の授業で、考えたり議論したりする授業を展開することは、かなり難しいと思います。学習指導要領には、「3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする」とありますが、単元の数が多いままでは、指導時間の不足は解決できません。結果として、考えたり、議論したりすることはできずに、道徳的な価値を押しつけることにならないでしょうか。

道徳の教科書採択にあたっては、教科書の単元毎に自己評価を求めている教科書を採択しないよう求めます。

以上

2024年7月22日

練馬区教育委員会教育長 三浦 康彰 様

中学校教科書採択に関する陳情

平素より、練馬区の子どもたちのために、教育条件の整備にご尽力されていることに敬意を表します。 今年は、中学校の教科書採択が行われます。 は、女性の要求実現と子どもの幸せ、平和と暮らしの向上目指し、全国で運動している国連 NGO の女性団体です。その立場からも、中学校教科書採択にあたり、練馬区で学ぶ子どもたちに、真実を伝え、考えを深め、みんなで楽しく学んでいける教科書を手渡してほしいと望んでいるところです。

教科書展示会で教科書を見たところ、「皇位継承図」が掲載されているような教科書があり、また、戦争 の事実を正確に伝えず、戦争を賛美しているような書き方の教科書、意図的に憲法改正に誘導するような書 き方の教科書もあり、こんな教科書を子どもたちに手渡してはならないと強く感じました。

教科書採択については、現行制度では「教育委員会が教科書を採択する」ことになっていますが、子どもたちによりよい教科書を手渡すためには、日々、子どもたちに接し、授業を進め、子どもたちの状況を熟知している教員の意見を十分にくみ取った上で採択が行われることが不可欠であると思います。また、主権者である保護者や地域住民の声も十分に反映される必要があると考えます。

以上の観点から、来年度の教科書採択にあたり、教員及び保護者・地域住民の声を十分に反映した採択が行われますよう、次のように陳情いたします。

<陳情項目>

- 1. 中学校教科書の採択にあたっては、直接子どもたちに授業を行っている現場教職員の意向と、区民の意見を十分尊重し採択してください。
 - また、採択審議に当たっては、教職員・区民の意見を可能な限り紹介してご審議ください。
- 2. 中学校教科書を選ぶにあたっては、以下の点を十分に配慮してください。
 - QR コードの多さや授業の流れの詳細な提示より、子どもたちと集中して授業に取り組め、考えを深めうる教材本文を重視した教科書であること
 - ・個人の尊厳と人権・平和・国際友好を尊重し、日本国憲法の理念をゆがめず、子どもたちを自立した 国際人へと育てる内容の教科書であること
 - 歴史的な事実、科学的な真実、合理的な判断、新しい研究成果が反映されている教科書であること
 - *実際の授業にあたる教師の創意が生かせ、生徒の自由な思考や応答を可能にする教科書であること
- 3.教育委員会での教科書採択にあたっては、話し合いによる合意を尊重すると共に、区民・保護者・教職員への説明責任を十分に果たしてください。

なお、今後の教科睿採択に向けて、以下の点にいっそうご配慮ください。

- 1. 現場教職員が教科書を検討し意思表示しやすいように、閲覧方法や閲覧時間を確保するなど確実な意見収集の方法を整えてください。
- 2. 区民・保護者に向けて広く広報し、交通の便のいい閲覧しやすい会場・十分な時間を確保してく
- 3. 展示会場では、どの教科書も見られるようにしてください。



資 料 2

令和6年8月9日 教育振興部教育指導課

陳情第1号 教科書採択にあたってより多くの教職員から意見を聞き、採択に反映 されることを求める陳情書

要旨

教科書採択にあたっては、より多くの教職員から意見を聞き、採択に反映される こと

- 1 資料「各校研究会について」(別紙1)
- 2 資料「教育委員会の役割および教科書採択について」(別紙2)

各校研究会について

1 各校研究会とは

検定済み教科書の研究のため、教科書協議会から依頼を受け、区内全校に設置される研究会

2 各校研究会の実施方法

各教科担当教諭が、見本本閲覧実施校(区内4校)にて検定済み教科書を研究、担当教科の研究報告書を作成。各校で全教科分の研究報告書をまとめ、教科書協議会へ報告。

3 経緯

平成26年度まで実施

(小学校用教科書:平成26年度が最終実施、中学校用教科書:平成23年度が最終実施)

4 廃止の理由

見本本閲覧校は4校、閲覧期間は約1か月間という制限の中、運動会や修学旅行等の学校行事も 行われる時期に、全教科の研究報告書をまとめなければならず、教職員の負担が大きいため。

5 廃止後の教職員からの意見聴取方法

教科書協議会および調査委員会に、校長・副校長のほか、教職員を委員として委嘱し、調査研究 を行っている。

その他の教職員からは、区内4校で行われる見本本閲覧により、意見聴取している。 閲覧期間は約4週間、出張扱いで実施している。

教育委員会の役割および教科書採択について

1 教育委員会の役割<地方教育行政の組織及び運営に関する法律より一部抜粋>

(任命)

- 第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識 見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、<mark>人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもの</mark>のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(以下、略)

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理 し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機 関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の 管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する こと。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

2 教科書採択く文部科学省ホームページより一部抜粋>

(採択の権限)

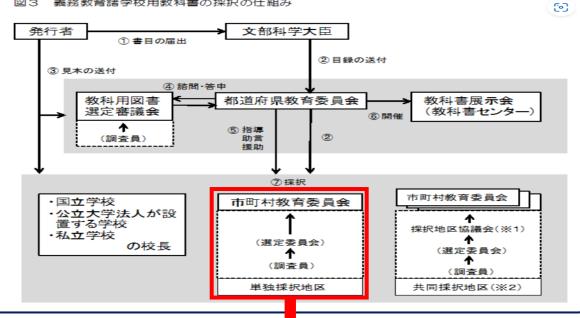
教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、<mark>公立学校で使用される</mark> <mark>教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。</mark>また、国・私立学 校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

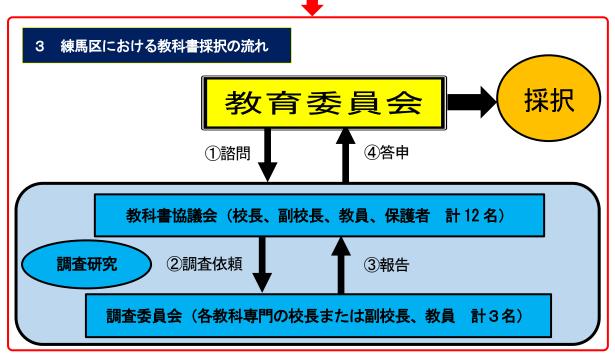
(採択の方法)

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程および特別支 援学校の小・中学部の教科書については義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって 定められています。

※採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にありますが、適切な採択を確保するため、都 道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援 助することになっています。

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み





資 料 3

令和6年8月9日 教育振興部学校教育支援センター

陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情書

要旨

- 1. 教科書展示会については、会場により展示期間が大きく異なることがないよう 法定期間を厳守して開催すること。
- 1 資料「教科書展示会における法定展示の根拠について」(別紙1)
- 2 資料「中学校教科書採択に係る教科書展示会の開催状況について」(別紙2)

教科書展示会における法定展示の根拠について

1 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)【一部抜粋】

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を 開かなければならない。

- 2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。
- 2 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)【一部抜粋】

第五条 教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年 その開始の時期及び期間を指示する。

- 2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。
- 3 令和6年度における教科書展示会の開始時期及び期間について(文部科学省告示第31号)



令和6年度における教科書展示会の開始時期及び期間について

〇文部科学省告示第三十一号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第五条第 一項の規定に基づき、令和六年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のと おり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年三月十四日

文部科学大臣 盛山 正仁

- 教科書展示会の開始の時期 令和六年六月十四日から同年七月十八日までのいずれかの日
- 二 教科書展示会の期間 十四日間

お問合せ先

初等中等教育局教科書課

(初等中等教育局教科書課)

中学校教科書採択に係る教科書展示会の開催状況について

1 練馬区の開催状況

(1) 法定展示会および特別展示会

ア 展示期間

(ア) 法定展示会

令和6年6月14日(金)~6月27日(木)(土・日曜日を含む14日間)

(イ) 特別展示会

令和6年6月8日(土)~6月13日(木)、6月28日(金)~7月1日(月) (土・日曜日を含む10日間)

イ 場所

学校教育支援センター1階 教科書センター

- ウ展示内容
 - (ア) 文部科学省の検定を合格し、令和7年度から使用される中学校用教科書の見本
 - (イ) 現在、区立小・中学校で使用されている教科書の見本
- (2) 区独自展示

ア 展示期間および場所

(ア) 貫井図書館

令和6年6月15日(土)~6月18日(火)

4日間

(イ) 大泉図書館

令和6年6月19日(水)~6月23日(日)、6月25日(火) 6日間

(ウ) 関町図書館

令和6年6月26日(水)~7月2日(火)

7日間

イ 展示内容

文部科学省の検定を合格し、令和7年度から使用される中学校用教科書の見本

2 23 区の教科書展示会開催延べ日数

(東京都資料「令和6年度東京都教科書展示会の会場と日程一覧」より)

| 24 日 | 25~30 日 | 31~40 日 | 41~50 日 | 51~60 日 | 61 日以上 |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 4区 | 2区 | 1区 | 6区 | 5区 | 5区 |

3 23 区の教科書展示会場数(東京都資料「令和6年度東京都教科書展示会の会場と日程一覧」より)

| 1か所 | 2か所 | 3か所 | 4か所 | 5か所 | 6か所以上 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 5区 | 7区 | 5区 | 2区 | 3区 | 1区 |

4 教科書採択における公正確保の徹底及び令和7年度使用教科書の採択事務処理について (令和6年4月18日付け6教指管第123号)【東京都通知一部抜粋】

(4) 教科書見本の取扱い

- ア 発行者が各採択権者等に送付することができる教科書見本の部数の上限等については、 文部科学省が当該発行者に通知している。
- 中学校用教科書

| 送付先 | 送付部数の上限 | 送付時期(目途) |
|----------------------|-----------------|----------|
| | 教育委員会用 8部 | |
| 中核市、 特別区教育委員会 | 採択地区用 4部 | |
| その他の教育委員会 | 教育委員会用 5部 | 4 🗆 🛨 |
| (単独採択地区) | 採択地区用 4部 | 4月末 |
| その他の教育委員会 | 教育委員会用 5部 | |
| (共同採択地区) | 採択地区用 構成市町村数+3部 | |
| 教科書センター | 2部 | 5月末 |

- 5 令和6年度教科書展示会の実施及び運営等について(令和6年4月18日付け6教指管第50号) 【東京都通知一部抜粋】
- 3 展示会用教科書見本等の送付

新たに検定を経た教科書の見本に限り、中学校用教科書は各2部を限度として、高等学校用教科書は各1部を限度として、教科書発行者から5月末日までに、直接該当の教科書センターへ送付されます(教科書見本の送付は各教科書発行者の責任と判断の下に行われるため、必ずしも全教科書が送付されるとは限りません。)。